

国民年金

だより

お知らせ
国民年金保険料の納付は、
便利・安心・確実な
口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れ
はありませんか？

「忙しくて…」、「つい、うっ
かり…」といった理由でも保
険料の納め忘れがあると、将
来受け取る老齢基礎年金額が
減額されたり、受けられなくな
ったりします。また、万が
一のとぎの障害基礎年金や遺
族基礎年金が受けられなくな
る場合があります。

そこで、国民年金保険料の
納付には、便利で安心、確実
な口座振替をお勧めします。

口座振替は、全国の銀行・
郵便局・農協・漁協・信用金庫・
労働金庫で利用できます。申
し込みの際は、年金事務所や
金融機関に備え付けの申出書

に必要な事項を記入して、口
座振替を希望する金融機関等
の窓口へ提出してください。

お知らせ
「存じですか？」

「学生納付特例制度」と
「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であ
っても国民年金に加入しな
ければなりません。

しかし、学生の方は一般的
に所得が少ないため、本人の
所得が一定額以下の場合、国
民年金保険料の納付が猶予さ
れる「学生納付特例制度」が
あります。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学（大学
院）、短期大学、高等学校、高
等専門学校、専修学校及び各
種学校（就業年限1年以上で
ある課程）、一部の海外大学
の日本分校に在学する方で
す。また夜間・定時制課程や
通信制課程の方も含まれます
ので、ほとんどの学生の方が
対象となります。

学生納付特例の承認期間は
4月から翌年3月までとなり
ますが、次の年度も在学予定
である場合、4月始めに再申

請の用紙が送られてきますの
で、引き続き学生であれば、
必要事項を記入のうえご返送
ください。

また、学生でない30歳未満
の方の場合には、本人及び配
偶者の所得が一定額以下の場
合に、国民年金保険料の納付
が猶予される「若年者納付猶
予制度」があります。

これらの制度の申請を行わ
ず、保険料を未納にしておく
と、不慮の事故などにより障
害が残った場合に、障害年金
を受けることができなくなり
ます。

なお、承認された期間は老
齢基礎年金を受け取るために
必要な期間に算入されます
が、年金額には反映されませ
ん。就職などで、収入が得ら
れるようになった場合は、将
来受け取る年金を増額するた
め、10年以内であれば、保
険料を納めることができる「追
納制度」を利用することをお
勧めします。

詳しくはお近くの年金事務
所へお問い合わせください。

高知西年金事務所

☎ 875-1717

医療費一部負担金

**（自己負担分）の減免等の
適用が受けられる場合が
あります**

い町国民健康保険加入者
を対象に、医療費の一部負担
金（自己負担分）の支払につ
いて、次のいずれかに該当し
たことにより、その利用しう
る資産及び能力の活用を凶つ
たにもかかわらず、その生活
が一時的に著しく困難とな
り、一部負担金の支払が困難
となった場合、当該本人の申
請により、当該一部負担金
（自己負担分）の免除、減額
又は徴収猶予の措置を受けら
れることがあります。

(1)地震、風水害、火災、その他
これらに類する災害によ
り、資産に重大な損害を受
けたとき。

(2)事業もしくは業務の休廃止
又は失業（定年又は自己都
合による退職を除く。）によ
り、収入が著しく減少した
とき。

(3)干ばつ、冷害又は凍霜害等
による農作物の不作、その
他これらに類する理由によ

り収入が著しく減少したと
き。
ただし、当該本人の所属す
る世帯が国民健康保険税を滞
納していないことや世帯の収
入が生活保護世帯に準ずるこ
となどが要件となりますの
で、詳しくは左記までお問い
合わせください。

問い合わせ

町民課 国民健康保険係
☎ 893-1117

吾北総合支所住民課
☎ 867-2300

本川総合支所住民課
☎ 869-2112

